

社員なら何でもかんでも協力しないといけないのか!?

「不測の事態に備えた社員教育」は 「会社に協力する社員づくり」が目的か!?

3月3日、会社から「不測の事態に備えた社員教育」について組合へ知らせがありました。のぞみ225号の列車火災の件での教訓として、不測の事態に備えた社員教育を4月1日以降、現場で行う。その内容は不測の事態に遭遇したときに対処するために、〔1. 社員の心構え 2. 不測の事態の具体例 3. 緊急事態に直ちに行うこと 4. 乗務員の指示に基づき行うこと等〕の教育を行うとのこと。教育の対象者は全社員（出向社員を除く）となっています。さらに、不測の事態に遭遇したときに社員であることを明示するために、お客様に明示するシールを胸等に貼りつける。としています。口頭での説明ではあくまでも協力であると説明していますが、これまで異常時が発生した場合の新幹線乗務員の対応は、車内放送等で乗車している関係社員への協力を求めることが出来ます。

社員が乗車している列車で異常な事態が起きた時に、その社員が協力することは今でも、社員本人の自主的な意志に基づく行動であり否定はしていません。

しかし、今回、加えて会社がさらに教育をすることは「協力」と言えども、「協力するのが当たり前」と考える社員づくりと言えるのではないのでしょうか。ひと昔前では「洗脳教育」と言いましたが、同じ協力することでも自主的に行動することと、教育されてのこととは違います。さらに教育後にシールを配付するとなっておりますが、外からでも社員の見分けが出来るような目印になることに間違いありません。個別の理由で協力したいが出来ない場合もあるはずです。

安倍内閣は「戦争法」整備で国民に協力義務を負わせようとしている!

安倍政権は、昨年9月、国民の多くが反対する安全保障法案「平和安全法整備法案」と「国際平和支援法案」を強行採決し、可決、成立させました。国外からの脅威とする有事の際に軍事行動をしやすい法案を整理したのです。自衛隊法、武力攻撃事態法では、戦争を始めるためには、自治体、港湾、空港や国民、国民の財産は否が応でも協力を求められます。鉄道も例外ではありません。仮に反対でもすれば法律違反（非国民）とされ、懲役や罰金の罪に問われることとなります。

大げさな考え方かも知れませんが、教育を受けた後、会社の異常時に協力できない社員は規則違反や非協力的社員としてレッテルを貼られるのではないかと心配がよぎります。私たちは、今回の教育の目的や問題に対して会社に説明を求めています。